第三　我が国事業者の特許発明、技術等の国外流出の防止その他特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に際し配慮すべき事項

1　総合特区制度等との連携

国は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進のためには、総合特区制度等の関連制度との相乗効果を高めることが重要であることに鑑み、地方公共団体等の関係行政機関と緊密に連携し、その効果的な実施に努めるものとする。

2　地域経済への配慮

国は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に際して、我が国事業者の特許発明、技術等が国外へみだりに流出するようなことのないよう必要な措置を講ずるとともに、地域経済を支える我が国事業者の健全な発展を阻害するなど地域経済の疲弊につながることのないよう十分に配慮するものとする。

附　則

この告示は、法の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

○金融庁告示第七十五号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第一項第一号の規定に基づき、金融庁長官の指定する電子情報処理組織を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年十月三十一日　　金融庁長官　畑中龍太郎

金融商品取引法施行令第六条の二第一項第一号に規定する金融庁長官の指定する電子情報処理組織は、次に掲げるものとする。

一　ＳＢＩジャパンネクスト証券株式会社が、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務において使用する電子情報処理組織（ＰＴＳ第１市場及びＰＴＳ第２市場に係るものに限る。）

二　チャイエックス・ジャパン株式会社が、金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務において使用する電子情報処理組織

○金融庁告示第七十六号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十四年十月三十一日　　金融庁長官　畑中龍太郎

金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

1　この告示は、平成二十四年十一月一日から適用する。

2　この告示は、平成二十五年四月三十日限り、その効力を失う。

公　告

諸　事　項

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２５号

鹿児島県指宿市西方1246番地35
破産者　荻野富貴子
決定年月日　平成24年10月15日
主文　本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第８２号

茨城県石岡市旭台１丁目20番29号　ラフォーレ石岡Ｃ―103
破産者　渡邊　裕佳
決定年月日　平成24年10月16日
主文　本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２号

長野県小県郡青木村大字当郷466番地２、破産手続開始決定時の住所長野県上田市古里857番地21
破産者　高見沢重幸
決定年月日　平成24年10月16日
主文　本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第７８３号

札幌市白石区栄通５丁目１番３―101号
破産者　吉村　忠洋
決定年月日　平成24年10月17日
主文　本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１４号

札幌市中央区南15条西10丁目１番20―201号
破産者　櫻井　保男
決定年月日　平成24年10月17日
主文　本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４号

茨城県土浦市神立町678番地45
破産者　加藤　光浦
決定年月日　平成24年10月17日
主文　本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２４２号

埼玉県川越市大字笠幡4478番地５
破産者　荒木　敏幸
決定年月日　平成24年10月17日
主文　本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３８２号

埼玉県川越市砂新田３丁目３番地39
破産者　中島　義祐
決定年月日　平成24年10月17日
主文　本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４７０号

埼玉県飯能市大字双柳596番地５
破産者　岩田　隆弘
決定年月日　平成24年10月17日
主文　本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４６１号

埼玉県飯能市大字中藤中郷323番地６
破産者　小林　直澄
決定年月日　平成24年10月17日
主文　本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部